第371回月例会・報告概要

開催日:2019年5月18日(土曜日) 10:00~

報告者:吉 本 達 哉 (弁護士)

テーマ:役員退職慰労金の不支給・減額について

報告者コメント:役員の退職慰労金については会社法361条1項の「報酬等」にあたり、 定款または株主総会決議により金額が定められなければ具体的な請求権が発生しないと いうのが従来の判例である。もっとも、退職慰労金の不支給・減額が問題となった裁判 例の中には退任役員を救済するために会社の責任を認めたものも存在する。そこで、裁 判例の状況を整理して、退職慰労金の不支給・減額により会社の責任が認められる範囲 等を確定したいと考えた。

\_\_\_\_\_

## 報告概要:

1. はじめに

- ・役員退職慰労金は会社法 361 条の適用がある(判例・多数説)
- ・退職慰労金の不支給や減額(の決定)が問題になることが存在する。
- 2. 退職慰労金不支給・減額問題の類型

類型 a:取締役が株主総会に退職慰労金の支給議案を提案しない場合

類型 b:株主総会に付議されたが、株主総会が不支給の決定あるいは内規よりも減額した 決定をした場合

類型 c:株主総会で取締役会に一任する旨の決議がなされたが、取締役会が不支給の決定、内規よりも減額した決定、あるいは何ら決定をせずに放置した場合

- 3. 退職慰労金議案不提案 (類型 a)
  - ・刊行裁判例では支給否定例が多い。
  - 否定例
    - ①東京地判平成 2·4·20 判時 1350 号 138 頁 (三越社長解任事件)
    - ②東京地判平成 27·7·21 金商 1476 号 48 頁
  - 肯定例
    - ①大阪地判昭和 46·3·29 判時 645 号 102 頁
    - ②京都地判平成 4 2 27 判時 1429 号 133 頁
    - ③東京高判平成7・5・25 判タ892号236頁
    - ④京都地判平成15・6・25金商1190号44頁(取締役に対する損害賠償請求の事案)
  - ・肯定するためには株主総会決議があったことと同視できる事情があるのかがポイント
- 4. 株主総会の不支給決定等(類型b)
  - ・刊行裁判例では否定例が多い
  - 否定例
    - ①東京地判昭和62・3・26 金商776号35頁
    - ②大阪高判平成 16・2・12 金商 1190 号 38 頁 (上記 3 肯定例④の控訴審)
  - ・肯定例
    - ①佐賀地判平成23・1・20 判タ1378 号190頁(元代表者の不法行為責任を肯定)
  - ・その他(人格的利益侵害を肯定)
    - ①大阪高判平成 19・3・30 高民集 60 巻 1 号 13 頁

- ・株主総会決議(実際に行われているかは疑問あり)の尊重が前提。取締役の不当な誘導があった場合に問題となる。
- 5. 一任を受けた取締役会の不支給決定等(類型 c)
  - ・取締役会への一任は可(判例・通説)
  - ・決定を怠った裁判例
    - ①東京地判平成6・12・20 判タ893号260頁(任務懈怠を肯定)
  - ・内規より減額して決定した事案
    - ①東京地判平成 10・2・10 判タ 1008 号 242 頁 (裁量権の濫用・逸脱につき不法行為を肯定)
  - ・株主総会決議に従って職務を遂行する義務(会社330条、355条、民法644条)に反するか否か。

## 6. まとめ

・内規がありながら、不支給あるいは減額支給となった元取締役は一般条項または不法 行為責任による救済の可能性があるのみ (ハードルは高い)。

以上